

令和3・4年度 宇和島市小規模工事等契約希望者登録申請書
～提出及び記入要領～

- 1 受付期間 令和3年4月1日(木)から 随時
執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで 土・日・祝日を除く)
- 2 提出先 〒798-8601 宇和島市曙町1番地
宇和島市役所 財政課契約係(市役所4階)
- 3 提出方法 持参または郵送
- 4 申請書宛名 宇和島市長 岡原 文彰
- 5 有効期間 登録日から令和5年3月31日まで
- 6 問い合わせ先 財政課契約係 電話 0895-24-1111(内線 2475、2406)
- 7 登録できる方 宇和島市内に主たる営業所又は住所を置いて事業を営んでいる方であれば、建設業の許可の有無は問いません。
ただし、次のいずれかに該当する方は登録できません。
- ① 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない方
 - ② 宇和島市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている方
 - ③ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
 - ④ 宇和島市税等を滞納している方

8 申請書の記入方法

項目名	説明
住所(所在地)	事業所の所在地を記入してください。個人事業主の方で、自宅で事業を行っている方は、自宅の住所を記入してください。
商号又は名称	法人の場合は、登記簿謄本に記載された商号を記入してください。個人事業主の場合は、通常使用している名称を記入してください。
代表者役職・氏名	法人の場合は、「代表取締役」等の役職名及び代表者氏名を記入してください。個人事業主で、役職名がある場合は「代表」等の役職名及び氏名を、役職名がない場合は氏名のみを記入してください。
希望業種	希望業種分類表にある17業種の中から、3業種を希望する順に「業種名」「具体的な工事の内容」「資格、免許等を有する場合はその種類と名称」を記入してください。業種によって履行するにあたり法的な許可・免許・登録等を必要とする場合(例:電気工事士等)は、それらを受けていなければ申請することはできません。また、免許・許可・登録等を有する方は、それを証明する書類の写しを添付してください。

9 提出するもの

提出書類名		説 明
宇和島市小規模工事等 契約希望者登録申請書	原本	申請書様式（様式第1号）は、宇和島市ホームページよりダウンロードできます。 また、財政課契約係でも配布しております。 申請書の作成にあたっては、前ページの「8 申請書の記入方法」を必ずよく読んでから作成してください。 業種については、次ページの「10 希望業種分類表」を参照してください。
実績調書	原本	実績調書の様式は、宇和島市ホームページよりダウンロードできます。 また、財政課契約係でも配布しております。 希望する業種ごとに、工事期間の新しいものから優先して実績を記入してください。 民間工事でも公共工事でも構いません。 また、元請でも下請でも構いません。
宇和島市税納税証明書	写し可	発行日が申請日以前3か月以内のものに限ります。 【法人】法人市民税・固定資産税・軽自動車税 【個人】市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税 市役所納税課（5階）・市民課（1階）・各支所税務係・市民サービスセンター（袋町商店街）で発行しています。
登記簿謄本（法人のみ）	写し可	発行日が申請日以前3か月以内のものに限ります。 法務局で発行しています。
身分証明書（個人のみ）	写し可	発行日が申請日以前3か月以内のものに限ります。 本籍地の市町村で発行しています。 本籍地が宇和島市の場合は、市役所市民課（1階）・各支所市民保険係・市民サービスセンター（袋町商店街）で発行しています。 ※身分証明書とは「禁治産宣告・準禁治産者宣告、後見の登記、破産宣告又は破産手続き開始の通知を受けていないことを証明する書類」です。
資格（免許）証	写し可	希望する業種を履行するために資格・免許等が必要な場合にのみ写しを添付してください。

10 希望業種分類表

番号	希望業種	工事（修繕）の例示
1	土木	土木一式工事
2	建築	建築一式工事
3	大工	大工工事、型枠工事、造作工事等
4	左官	左官工事、モルタル工事、とぎ出し工事、洗い出し工事等
5	とび・土工・コンクリート	とび工事、土工事、コンクリート工事
6	屋根	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事等
7	電気	送配電線工事、構内電気設備工事、照明設備工事等
8	電気通信	電気通信線路工事、電気通信機械設置工事、放送設備工事等
9	管	冷暖房設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事等
10	タイル・れんが・ブロック	タイル張り工事、れんが積み工事、コンクリートブロック積み工事等
11	鉄工・板金	鉄工作、板金加工取付工事、建築板金工事等
12	ガラス・建具	ガラス加工取付工事、金属製・木製建具工事等
13	塗装	塗装工事
14	防水	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
15	内装仕上	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、カーテン・ブラインド工事、畳工事等
16	造園	植栽工事、地被工事、景石工事等
17	その他	上記以外の工事